



クレーン設置に関する手続き

法的諸手続

クレーンを設置する場合はクレーン等安全規制によって製造許可・設置届・設置報告書等の手続きと設置後の点検が義務づけられています。

注) つり上げ荷重=定格荷重+フック・クラブバケット等のつり具の荷重をいう。

クレーン製造業者	つり上げ荷重3t以上	つり上げ荷重0.5t以上3t未満	<ol style="list-style-type: none"> 1 つり上げ荷重が3t以上のクレーンを製造する事業所はあらかじめ所轄都道府県労働局長の製造許可を受けなくてはなりません。 2 つり上げ荷重が3t以上のクレーンを設置する事業所は当該工事の開始日の30日前に所轄の労働基準監督署長に設置届を提出し、設置許可を受けなければなりません。 3 設置許可を受け、クレーン設置工事完了後所轄労働基準監督署長の落成検査を受けなければなりません。合格するとクレーン検査証（有効期間2年）が交付されクレーンが使用できます。 4 性能・構造を変更した場合、クレーン変更届を提出し変更検査を受けなければなりません。 5 クレーンを休止しようとする期間がクレーン検査証の有効期間を超える場合には、当該クレーン検査証の有効期間中に休止報告を提出しなければなりません。 6 使用を休止したクレーンを再び使用とする場合は、使用再開検査を受けなければなりません。 7 クレーンの使用を廃止したときは、クレーン検査証を返還しなければなりません。 8 0.5t以上3t未満のクレーンを設置する場合、あらかじめ所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出する必要があります。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 製造許可 2 設置届 3 落成検査 4 変更届 変更検査 5 休止報告 6 使用再開 7 使用廃止 	<ol style="list-style-type: none"> 8 設置報告書 荷重試験 使用 日常・月例点検 年次点検 	
クレーン使用者	<ol style="list-style-type: none"> 検査証 使用 日常・月例点検 年次点検 性能検査 	<ol style="list-style-type: none"> 使用 日常・月例点検 年次点検 	
	<p>0.5t以上のクレーンを設置した場合、日常・月例・年次点検を実施しなければなりません。</p>		

クレーンの運転および玉掛作業に関する諸規制

クレーンの運転または、玉掛けの業務にたずさわる作業者は、それぞれに定められた資格をもっていなければなりませんのでご注意ください。

項目		つり上げ荷重	0.5 t 未満	0.5 t 以上1 t 未満	0.5t以上5t未満	5 t 以上
クレーン運転者の資格	機上運転式クレーン 無線操作式クレーン	適用除外		クレーン運転の業務に係る特別の教育 (クレーン則第21条)		クレーン運転士免許 (クレーン則第22条)
	床上運転式クレーン					床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許 (クレーン則第224条の2)
	床上操作式クレーン					床上操作式クレーン技能講習 (クレーン則第22条)
玉掛作業者の資格				玉掛けの業務に係る特別の教育 (クレーン則第222条)		玉掛技能講習 (クレーン則第221条)

構造：I形鋼（Iビーム）

ガーア断面	部材寸法 Iビーム	単位質量 (kg/m)	許容スパン (m)												
			250kg	500kg	1t	1.5t	2t	2.5t	2.8t	3t	5t	7.5t	10t		
	I - 高A×巾B×t1×t2	26.0	8.1	6.0	4.6										
	I - 200×100×7×10	38.3	11.6(11.2)	8.6	6.7	5.5	4.5	4.0							
	I - 250×125×7.5×12.5	55.5	11.6(11.2)	11.2	8.2	6.9	6.0	5.4	5.1	4.9					
	I - 250×125×10×19	48.3	11.6(11.2)	10.2	9.0	6.8	6.1	5.6	5.2	4.9					
	I - 300×150×8×13	65.5	11.6(11.2)	11.6(11.2)	10.2	8.5	7.7	6.8	6.4	6.2	3.8				
	I - 300×150×10×18.5	76.8	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.2	9.4	8.2	7.5	7.1	6.9	5.4				
	I - 300×150×11.5×22	58.5	11.6(11.2)	11.2	9.4	7.8	6.9	6.4	6.2	6.0	3.6				
	I - 350×150×9×15	87.2	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.3(11.2)	9.9	9.0	8.6	8.3	6.6	4.5			
	I - 350×150×12×24	72.0	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.0	9.3	8.3	7.6	7.2	7.2	5.6				
	I - 400×150×10×18	95.8	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.3(11.2)	11.3(11.2)	10.3	9.5	9.2	6.8	5.2	3.9		
	I - 400×150×12.5×25	91.7	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	10.5	9.6	9.2	8.8	6.8	5.6			
	I - 450×175×11×20	115.0	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.6(11.2)	11.5(11.2)	11.1	8.5	6.8	5.4		

●上記以外のIビームサイズについては別途お問い合わせください。
●空欄は使用不可能範囲です。()内はローヘッド用です。

●75mm幅の場合は、別途お問い合わせください。